

(お知らせ)

平成 25 年度飯舘村除染等工事 (その 1) における除染 工事の開始について

このたび、飯舘村の大久保・外内、八和木・前田、関根・松塚地区の除染に係る工事を開始しますので、お知らせします。

1. 対象地域

福島県相馬郡飯舘村大久保・外内地区、八和木・前田地区、関根・松塚地区の生活圏および林縁部から森林側に概ね 20m 入った部分を範囲とする。

2. 除染開始の日時及び場所

(1) 開始日時：平成 25 年 10 月 2 日 (水) 9 時頃

(2) 場所

飯舘村前田地区内一時保管所 (前田 226-1)

飯舘村笠石地区内一時保管所 (笠石 181-187)

3. 除染の概要

(1) 実施事業者名：大成・熊谷・東急特定建設工事共同企業体

(2) 工期：平成 26 年 3 月 25 日まで

(3) 開始日の主な作業内容

除染廃棄物の一時保管所用地の除草など

(4) 今後については、一時保管所の設置状況をみながら除染を進めていく予定としています。本工事により発生した除去土壌等を保管

する一時保管所ごとの想定搬入量は以下の通りです。

	予想搬入量
大久保・外内 行政区	約 81,000m ³
八和木・前田 行政区	約 192,000m ³
関根・松塚 行政区	約 102,000m ³

<問い合わせ先>

環境省福島環境再生事務所

直通：024-529-6793

調整官：小沢 晴司

室長：小泉 栄一

補佐：鈴木 弘之